

2 人権・生活

関連予算の執行額

(単位：千円)

会計 区分	予算科目			予算執行額
	款	項	目	
一般	02 総務費	01 総務管理費	13 消費者行政推進費	174,839
一般	02 総務費	02 企画費	02 計画調査費	507,911
一般	02 総務費	02 企画費	03 運輸交通対策費	3,237,338
一般	02 総務費	02 企画費	04 青少年女性対策費	76,060
一般	02 総務費	06 防災費	01 防災総務費	※ 989,317
一般	02 総務費	06 防災費	02 消防指導費	91,714
一般	03 民生費	01 社会福祉費	09 人権施策推進費	125,202
一般	04 衛生費	02 環境衛生費	02 食品衛生指導費	275,341
一般	06 農林水産業費	02 園芸蚕業費	02 園芸蚕業振興費	261,353
一般	07 商工費	01 商業費	02 商業振興費	1,145,175
一般	07 商工費	02 工鉦業費	03 銃砲火薬ガス等取締費	11,053
一般	08 土木費	01 土木管理費	01 土木総務費	※ 302,544
一般	08 土木費	02 道路橋りょう費	04 交通安全対策費	※ 2,184,877
一般	09 警察費	01 警察管理費	02 警察本部費	※ 1,509,114
一般	09 警察費	01 警察管理費	03 警察施設費	484,859
一般	09 警察費	01 警察管理費	04 運転免許費	505,790
一般	09 警察費	02 警察活動費	01 警察活動費	2,245,551
一般	10 教育費	01 教育総務費	04 教育指導費	654,345
一般	10 教育費	06 社会教育費	04 文化の森総合公園文化施設費	673,755

1 人権を尊重する社会づくりの推進

1 人権教育・啓発の推進（人権課，人権教育課，文化の森振興総局）

1(1) 人権啓発の推進

平成 16 年 12 月に策定された「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき，人権尊重理念の普及高揚を図るため，人権全般及び同和問題をはじめ個人権課題に係る啓発事業を推進し，差別意識の解消・人権意識の高揚に努めた。

ア 人権啓発資料の作成

県民の人権意識の高揚を図るため，人権啓発冊子・同和問題啓発テキスト等を作成，配布するとともに啓発に活用した。

イ 啓発研修

自治研修センター及び関係行政機関等が開催する研修会等に人権啓発推進員を派遣し，同和問題をはじめとする人権課題について啓発を図った。

- 実施回数 年間 97 回

ウ 人権啓発指導者養成研修

市町村職員等を対象として，県下における人権啓発の指導者養成研修を実施した。

- 開催日 平成 22 年 2 月 4 日（木）
- 場 所 徳島グランヴィリオホテル
- 参加人員 49 名

エ マスメディア広報

人権意識の普及高揚を図るため，マスメディアを利用した広報を行った。

(ア) 新聞広報

徳島新聞等に啓発記事を掲載した。

(イ) ラジオ番組

県啓発広報番組「むすんでひらいて」（5 分間）において，同和問題をはじめとする人権課題について県民への啓発を図った。

- 放送回数 毎月第 2・4 木曜日 計 24 回

(ウ) ラジオスポット広報

ラジオスポット（1 回 15 秒）を利用し，啓発を行った。

- 放送回数 平成 21 年 12 月 4 日～10 日 1 日延べ 4 回 計 28 回

オ 人権フェスティバル

さまざまな人権問題の啓発事業により多くの人々の参加を促し，基本的人権の尊重とその擁護について正しい理解と広く人権思想の普及高揚を図ることを目的に，各種啓発事業を一体的，総合的に実施する人権フェスティバルを開催した。

- 開催日 平成 21 年 11 月 7 日（土）
- 場 所 阿南市市民会館，阿南ひまわり会館
- 主な内容 講演会，人権パネル展等の実施
- 入場者数 約 2,500 名

カ 人権啓発活動市町村委託事業

市町村に人権啓発事業の委託を行い、県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の普及高揚を図った。

○ 委託金額 17市町 12,522,000円

キ あったかハートでラッピング事業

「あったかな気持ち」の「人権意識を高めるための標語やイラスト」で路線バスをラッピングし、「走る人権啓発」を行った。

○ 運行期間 平成21年4月～平成22年3月

ク 人権啓発推進市町村モデル事業

地域に根ざした創意工夫のある人権啓発の取組について提案のあった市町村に委託を行い、市町との連携のもと、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の普及高揚を図った。

○ 委託金額 2市町 685,000円

ケ みんなが主役の人権啓発推進事業

県内のNPOや市民活動団体などから人権啓発推進に関する様々な事業を募集し、県の設置する審査委員会において適当と認められた事業について事業を委託した。県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識の普及高揚、市民活動団体の育成を図った。

○ 委託金額 10団体 5,862,435円

1(2) 人権教育啓発推進センターの運営

ア 指定管理者による施設運営

人権尊重の理念を広く県民に普及し、さまざまな人権問題の解決に資するために設置された徳島県立人権教育啓発推進センター「あいぽーと徳島」では、指定管理者であるNPO法人ヒューマンライツ文化・福祉ネットワークにおいて、施設の運営及び啓発講座やイベント等の事業を実施した。

○ 指定管理料 65,100,000円

イ 相談事業の実施

弁護士による人権相談	毎月1・3金曜日	計23回
人権擁護委員による人権相談	毎月2・4土曜日	計24回

1(3) 人権教育の推進

ア 「徳島県人権教育推進方針」に基づく人権教育の推進

「徳島県人権教育推進方針」に基づく人権教育を推進するため、学校教育及び社会教育両面において、あらゆる機会を捉えて、普及促進に努めた。

イ 学校計画訪問等

学校における人権教育の推進を図るため、計画訪問指導を実施するとともに、市町村教育委員会及び関係機関において実施されている研究会へ要請により指導主事を派遣し、指導助言を行った。

区分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
計画訪問指導	55園	73校	32校	14校	4校

ウ 管理職等研修

校長、教頭等の資質及び指導力の向上を図るため、研修を実施した。

名 称	参 加 人 員
管理職人権教育研修会（小・中）	602 人
管理職人権教育研修会（高・特別支援）	142 人

エ 人権教育主事研修

学校における人権教育の推進者となる人権教育主事の資質及び指導力の向上を図るため、研修を実施した。

名 称	参 加 人 員
人権教育主事研修会	348 人

オ “あわ”じんけん講座の開催

学校における人権教育の推進に当たっては、指導者である教職員自身の人権意識の高揚を図り、人権及び人権問題に関する深い理解と認識を持つことが重要であることから、指導力を高める講座を実施し、教職員のさらなる資質の向上を図った。

名 称	実 施 回 数	参 加 者 数
“あわ”じんけん講座	13 日間・24 講	602 人

カ 文部科学省人権教育研究指定校

指 定 校	研 究 期 間	研 究 発 表	参 加 人 員
中野島小学校	平成 20 年～ 21 年	平成 21.11.13	301 人
飯尾敷地小学校	平成 21 年～ 22 年	—	—
由岐中学校	平成 20 年～ 21 年	平成 21.11.11	221 人
城ノ内中学校	平成 21 年～ 22 年	—	—

キ 県教育委員会人権教育研究指定校

指 定 校（園）	研 究 期 間	研 究 発 表	参 加 人 員
大野幼稚園	平成 20 年～ 21 年	平成 21.11.13	70 人
飯尾敷地幼稚園	平成 21 年～ 22 年	—	—
辻高等学校	平成 20 年～ 21 年	平成 21.11.4	220 人
板野養護学校	平成 21 年～ 22 年	—	—

ク 中・高生による人権交流事業の実施

県内の中学校・高等学校及び特別支援学校の生徒が各ブロックにおいて、生徒実行委員会活動

や先進地研修を重ねた上で人権交流集会を実施した。この集会には 480 名の参加があり、人権について語り合うことをとおして人権尊重の理念についての理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図り、様々な人権問題を解決する実践力を身につけた生徒の育成に努めた。

ケ 「ふれあい人権劇発表会」事業の実施

人権尊重をテーマとした劇や映像の創作活動を通して、人権教育や人権啓発の実践意欲を促すとともに、創作物の資料化・教材化を行い、その活用を図ることで人権意識の高揚に努めた。

○ 応募総数 22 点

コ 人権教育指導員の委嘱

人権教育指導員を 50 名委嘱し、人権意識の高揚と人権問題解決のために各種研修会等において指導助言を行った。

実施回数	参加者数
延べ 317 回	延べ 17,371 人

サ 人権教育資料、教材等の整備

社会教育における人権教育資料を各種研修会等で配布するとともに、電子媒体（インターネット）で公開した。

シ 青年による人権教育交流推進事業の実施

人権の視点に立った大学生などによるサークル活動の実践力の養成と学校等における人権教育の推進を図るため、サークル等に相互交流と研修の機会を提供した上で、学校等の要請により派遣を行った。

ス 人権教育に関する指導者の研修

人権に関する学習活動を推進するために必要な指導者の資質の向上と指導力の強化を図るため、社会教育主事や社会教育施設関係者等を対象に研修会を実施した。

名称	参加人員
人権教育指導者研修会	延べ 116 人

セ 識字学級交流推進費補助

識字学級を開設している市町に助成し、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決と識字学級の相互の交流及び学校や社会教育団体等との交流活動を積極的に推進するとともに社会啓発活動の促進に努めた。

ソ 文化の森人権問題啓発事業

識字学級制作の作品や啓発資料を展示するとともに、啓発ビデオを上映する人権啓発展を開催し、県民の人権意識を高め、人権問題の解決に努めた。

タ 「とくしま教育の日」人権教育・啓発資料展の実施

人権教育・啓発資料等を「とくしま教育週間」中に県立総合教育センターで展示し、県民への人権教育・啓発の推進に努めた。

チ 「心にひびく とっておきのエピソード」事業

人権尊重の思いがあふれるエピソードを募集・表彰し、その優秀作品を人権教育・啓発の具体資料として活用することにより、人権意識の高揚を図った。

- 応募総数 1,544 点
- ツ 人権教育推進のための調査研究事業（文部科学省委託事業）の実施

人権尊重社会の実現に向け、社会教育における人権教育を一層推進するために、県及び再委託先においてモデル事業を実施し、子どもと保護者が共に人権について学ぶことができる学習機会の充実方策等についての実践的な調査研究を行い、その成果の普及に努めた。

2 男女共同参画社会の形成

1 平等を基礎とした男女共同参画の促進（男女参画青少年課）

1(1) 政策・方針決定過程への参画の拡大

ア 県の審議会等への女性委員の選任割合の拡大

区分	審議会等の設置数	委員数	女性委員数	女性の占める率
平成 22 年 4 月 1 日	63	1,047 人	492 人	47.0 %

イ 女性の人材育成と研修の充実

1(2) 家庭・地域等における男女共同参画の推進

ア 地域における啓発・研修事業

地域における男女共同参画を推進するため、県東部の吉野川市及び県南部の牟岐町において「男女共同参画講演会」を実施した。

- 吉野川市 平成 22 年 2 月 6 日 参加者 260 名
- 牟岐町 平成 22 年 1 月 17 日 参加者 400 名

1(3) 男女共同参画推進拠点の利用促進

時代の要請や県民のニーズに即した、本格的な男女共同参画推進拠点として整備した「ときわプラザ（男女共同参画交流センター フレアとくしま）」の利用を促進した。

- 平成 21 年度来所者数 52,450 人

1(4) 総合相談体制の充実・強化

男女共同参画の推進に関する相談事業として、「フレアとくしま相談室」で電話相談をはじめ、面接相談、法律相談を行った。

- 電話相談 1,169 件、面接相談 79 件、法律相談 69 件

2 個人の尊重と男女平等意識の確立（男女参画青少年課）

2(1) 男女共同参画の広報・啓発

ア 男女共同参画社会の早期実現を目指して、計画的かつ効率的な施策を推進するため、7 月 7 日

から7月13日までの1週間を「徳島県男女協調週間」に、7月11日を「徳島県男女協調の日」とし、男女共同参画に関する講習会や作品展示等を開催した。

イ 男女共同参画の総合的な推進拠点である「ときわプラザ（男女共同参画交流センター フレア とくしま）」において「フレアとくしま100講座」を実施した。

ウ 男女共同参画についての理解と認識を深めるため、県民の新たな視点や手法による企画提案事業として、女性のチャレンジ支援、DV防止対策、男女共同参画の視点からの少子化対策、女性が積極的に活動している団体の交流促進など、10事業を実施した。

2(2) 配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画の推進

配偶者からの暴力を許さない社会の実現に向け、若年層向けDV防止啓発として2大学、8高校で「デートDV防止ワークショップセミナー」を開催した。また、配偶者からの暴力に係わる相談を受けている機関及び民間団体等が連携し、相談体制の充実を図るため、「配偶者からの暴力に関する相談機関等連絡会議」を開催した。

3 男女の働く権利の保障と条件整備（商工政策課）

3(1) 商工自営業における女性の地位向上

ア 商工会、商工会議所の女性部活動への支援

商工会等経営支援団体の指導支援体制の充実・強化を図る中で、女性部活動の支援を図った。

- 商工会 26団体
- 商工会議所 6団体

4 総合的な推進体制の整備（男女参画青少年課）

4(1) 「徳島県男女共同参画基本計画」の推進

平成19年3月に策定した「徳島県男女共同参画基本計画」に基づき、「男女共同参画立県とくしま」の実現を着実に推進した。

3 ボランティア活動の推進

1 ボランティアの気運づくり（県民との協働課）

1(1) 地域活力再生に向けたボランティア活動の促進

複雑・多様化した地域の課題解決に向けて、県民一人ひとりによる自発的なボランティア活動など「地域活力の再生」を目指し、とくしまボランティア推進センターにおいて、少子化時代における次世代の育成、セカンドライフにおける地域貢献の促進、災害に強い地域の育成など、今日的なテーマ性を持った人材育成、広報・啓発等の各種事業を実施した。

2 ボランティア活動支援の充実（県民との協働課，県土整備政策課）

2(1) 活動拠点の運営

ア とくしま県民活動プラザにおける活動支援の推進

NPO，ボランティア団体等の社会貢献活動団体の活動・交流の場として，とくしま県民活動プラザを運営し団体等の活動を支援した。

2(2) 活動環境の整備

ア アドプト・プログラム県民運動の推進

新しい県づくり・地域づくりとして，県民との協働によるアドプト・プログラムを県下の河川，道路，港湾，公園に広く普及させるとともに，公共土木施設以外の公の施設への導入も推進した。

イ アドプト活動への支援

県管理の土木施設等に係るアドプト契約団体に対し，看板設置等の支援を行った。

4 生活衛生の確保

1 食品衛生対策の推進（生活衛生課）

1(1) 食品衛生対策の推進

ア 食品衛生監視・指導の強化及び試験検査体制の充実

(ア) 食品衛生の監視

項目	対象数	監視延件数
許可施設	17,601 件	8,364 件
許可不要施設	9,787	6,392
計	27,388	14,756

(イ) 食品の収去試験

項目	検査件数	不適件数	不適率
微生物検査	9,238 件	420 件	4.5 %
化学検査	1,347	11	0.8

(ウ) 食中毒発生状況

項目	発生件数	摂取者数	患者数	死者数
発生件数等	4 件	280 人	130 人	0 人

1(2) 食肉衛生対策の推進

ア 食肉等検査体制の充実強化

(ア) と畜検査状況

食肉用として出荷されたすべての牛についてBSE検査を実施した。

また、腸管出血性大腸菌O-157等の遺伝子レベルでの検索を行った。

小学生を対象とした「夏休み親子体験教室」や「出前講座」を実施し、食肉検査等の食肉の安全性確保に対する取り組みについて理解を深めた。

11月には、徳島市立食肉センターにおいて、徳島保健所管内集団給食施設協議会会員が参加した「O-157に関する意見交換会」を開催し、食肉の安全性確保の取組について、と畜場や食肉衛生検査所におけるO-157対策等を情報提供するとともに意見交換を行い、食肉に対する不信・不安感を払拭し、相互理解を図った。

区分	と畜検査頭数	と畜検査に基づく 全部及び一部廃棄頭数
牛	8,408	3,143
豚	209,982	21,820
馬	45	15
とく(子牛)	31	23
めん羊山羊	0	0
合計	218,466	25,001

2 動物愛護管理対策の推進 (生活衛生課)

2(1) 動物愛護思想及び動物の適正飼養の普及・啓発の推進

ア 犬の登録と注射及び立入調査等状況 (単位: 頭, 件)

事項	実績数
登録頭数	3,264 (43,451)
狂犬病予防注射数	29,238
立入調査件数	235
措置命令件数	1

() 内は登録原簿記載頭数

イ 犬及びねこの捕獲等処分頭数 (単位: 頭・匹)

事項		実績数
A	徘徊犬捕獲数	1,579
	犬引取り数	797
	負傷犬収容数	44

(次のページに続く)

(前のページの続き)

B	返還犬数	151
	譲渡犬数	181
C	処分犬合計数 (A - B)	2,088
D	ねこ引取り数	2,110
	負傷ねこ収容数	50
E	返還ねこ数	20
	譲渡ねこ数	17
F	処分ねこ数 (D - E)	2,123
G	犬・ねこ処分合計数 (C + F)	4,211

2(2) 動物愛護思想及び適正飼養の普及啓発

動物愛護管理センターを拠点とし、各種の動物愛護事業を実施し、動物愛護思想の普及啓発や動物の適正な飼養管理の指導を行った。

平成 21 年度動物愛護関係事業

事業	内容	開催回数
動物愛護啓発事業	動物ふれあい教室	79
	動物ふれあい移動教室	11
	夏休み一日体験学習	3
動物適正飼養啓発事業	しつけ方教室 (講師派遣含む)	15
	適正飼養講習会	27
獣医療	負傷動物の治療	
その他行事	動物ふれあいフェスタ 2009	
	動物愛護のつどい	
	BOW BOW CLEAN UP とくしま	
	飼い主をさがす会同窓会	
	セミナー 2010	

2(3) 動物由来感染症の予防体制整備及び普及啓発

「徳島県動物由来感染症対策検討会」の運営状況

名称	開催回数
徳島県動物由来感染症対策検討会	2回

3 生活衛生対策の推進（生活衛生課）

3(1) 営業施設に対する監視と指導の強化

ア 生活衛生監視指導状況

日常の監視活動の中で、衛生的管理が十分にとれていない施設に対して監視指導を実施し、営業者自身の衛生的管理に対する意識を定着させた。

業種	施設数	監視延件数	監視指導率
理容所	1,259 件	76 件	6.0 %
美容所	2,031	183	9.0
クリーニング所	886	81	9.1
興行場	22	1	4.5
公衆浴場	198	123	62.1
計	4,396	464	10.6

4 水道施設の整備（生活衛生課）

4(1) 水道施設の整備促進

平成 20 年度末における水道の整備状況は、行政人口 789,146 人に対し給水人口 753,744 人で、普及率は 95.5%である。

水道の施設数は、上水道 19 施設、簡易水道 122 施設、専用水道 49 施設、計 190 施設となっている。

(推移表)

区 分	単位	昭和 55 年度	平成 2 年度	平成 11 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
行政人口	人	823,726	828,588	827,052	814,378	810,285	805,028	800,421	794,508	789,146
給水人口	人	728,420	752,545	764,759	759,810	760,301	755,877	756,739	755,577	753,744
普及率	%	88.4	90.8	92.5	93.3	93.8	93.9	94.5	95.1	95.5

(次のページに続く)

(前のページの続き)

水道施設数	カ所	217	221	199	203	200	193	193	190	190
内 訳	上水道	〃	30	29	30	30	25	19	19	19
	簡易水道	〃	155	157	141	127	127	126	126	122
	専用水道	〃	32	35	28	46	48	48	48	49
飲料水供給施設	〃	125	140	136	127	127	123	111	111	110

補助事業は 11 カ所で、延べ総事業額約 9 億 2 千万円（うち約 1,400 万円は繰越）で整備が図られた。

(平成 21 年度水道施設整備費国庫補助事業実施表)

事業の種類	実 施 カ所数	計画給水 人 口	総事業費	左の内訳	
				国庫	その他
上水道 国庫補助事業	カ所 7	480,700	千円 533,257 (14,421)	千円 89,336 (1,800)	千円 443,921 (12,621)
簡易水道 国庫補助事業	4	8,380	389,291 (0)	115,838 (0)	273,453 (0)
計	11	489,080	922,548 (14,421)	205,174 (1,800)	717,374 (12,621)

(注) () 書きは繰越額で内数

5 消費生活の充実

1 消費者の安全・安心の確保（県民くらし安全課）

1(1) 消費者基本条例の運用

消費者基本条例の運用により、消費者の利益の擁護及び増進を図るとともに、条例に基づき策定した消費者基本計画の施策を推進した。

○ 徳島県消費生活審議会の運営

開催年月日	内 容
平成 21 年 6 月 4 日	・「消費者基本条例のあり方に係る諮問について」ほか
平成 21 年 7 月 2 日	・「消費者基本条例の見直しについて」ほか
平成 21 年 8 月 11 日	・「消費者基本条例のあり方に関する答申案について」ほか

1(2) 消費者情報センターの運営

消費者問題に対して、民間が有するノウハウ、柔軟性による一層のきめ細かなサービスが行えるよう、相談業務を委託して、適切な部局・機関へつなぐ「ワンポイント・サービス」を実施するなど、より迅速・適切な相談や助言を目指し、消費者情報センターを運営した。

- 平成 21 年度相談件数 4,403 件

1(3) 消費者関連法令に基づく指導

ア 特定商取引に関する法律による指導

訪問販売等の取引の適正化及び購入者等の利益の保護を図るため、特定商取引法の遵守について指導に努めた。

イ 家庭用品品質表示法・消費生活用製品安全法による指導

消費者による商品の適正な選択を確保し、生命又は身体に対する危害の発生等を防止するため、販売業者に対し立入検査を実施し、表示の不備、不適正事項等の指導に努めた。

- 平成 21 年度立入検査の状況

事項	内訳 検査店舗数	検査件数	内訳		
			適正表示	無表示	不適正表示
家庭用品品質表示法	店 106	件 1,964	件 1,964	件 0	件 0
消費生活用製品安全法	56	277	276	0	1

ウ 消費生活協同組合の指導育成

県下に活動中の生協（地域生協 5、職域生協 3、連合会 1、合計 9 組合）に対し、消費生活協同組合法の運用を通して指導・育成に努めた。

エ 物価対策事業の推進

消費者の物価に対する関心や知識を深め合理的な購買行動を助長するため、ホームページへの掲載や展示会を開催するなど、物価情報の提供を行った。

- 徳島県消費生活ホームページ「とくしまの暮らし」 毎月
- 価格動向の情報把握・提供 毎月

オ 公正な取引の確保

不当景品類及び不当表示防止法の運用を行うことにより、商品及び役務の公正な取引の確保と消費者の利益保護に努めた。

- 事案処理等件数

区分	違反被疑事案受付件数 (うち違反件数)	相談件数
景品関係	0(0)	0
表示関係	8(2)	12

1(4) 消費者行政の活性化

地方消費者行政の拡充のために造成した「消費者行政活性化基金」を活用して、消費者情報センターの相談体制の強化、くらしのサポーター制度の活性化等、消費者行政の充実を図った。

ア 消費者情報センターの機能強化

(ア) 各総合県民局における相談業務実施体制の整備

各総合県民局で消費生活相談を実施するために必要となる相談員の確保、備品の設置等を行った。

(イ) 消費者情報センターを周知するための広報

全国統一電話窓口である「消費者ホットライン」の開通に合わせて、消費者情報センターの周知（総合県民局での相談を含む）を図るため、ラジオ、新聞等により広報を行った。

また、消費者情報センターのとくぎんトモニプラザ（徳島県青少年センター）への移転について、リーフレット、チラシ等により周知を行った。

イ 消費生活相談員等のレベルアップ

(ア) 消費生活相談員等研修の実施

県外から講師を招聘し、県内の消費生活相談員、市町村の消費行政担当者及びくらしのサポーター等を対象に、講義、演習による研修会を実施した。

(イ) 国民生活センター等への研修参加

消費生活相談員の実務能力の向上を図るために必要な研修を受講させた。

ウ 消費生活相談窓口の高度化

消費者情報センターでの弁護士による専門家相談を月2回に拡充するとともに、相談内容の複雑化、専門化に対応するため、一級建築士による相談を行った。

エ 阿波の助っ人応援プログラム事業

県内外の優良企業の製造・生産現場や地方行政の現場等を視察することにより、くらしのサポーターの資質向上を図り、消費者行政に対する理解を深めてもらうとともに、意見交換等を通して、サポーター間の連携強化を図った。

また、その成果を広くサポーター間で共有し、消費者問題への意識を高め、消費者ネットの核となるサポーターの組織化をさらに強化するため、交流大会を実施した。

オ 市町村と地区の消費者団体との連携サポート事業

各地域で自立した消費者を育成するためには、市町村と管内の消費者団体との連携を強化することが重要であることから、両者の連携をサポートする基調講演、意見交換会等の事業を実施した。

○ 平成21年度実施市町 美馬市、三好市、美波町

カ 市町村への補助金

市町村における消費者行政を活性化させるために必要な事業費を補助した。

○ 平成21年度補助対象市町村数 7市9町1村

1(5) 食の安全・安心の推進

ア 徳島県食の安全安心推進条例の改正

現行法制度で規格基準の定めがないなど法的な対応ができない課題に対応するため、条例を改正し、食品による健康への悪影響の未然防止対策を強化した。

イ 徳島県食の安全安心審議会の設置・開催

徳島県における食の安全・安心に関する重要事項を調査審議し、県の施策や関係者の取り組みに反映させた。

ウ リスクコミュニケーションの促進

食の安全・安心を確保するため、シンポジウム等を通じて、消費者、事業者、行政など関係者が広く意見を交換し、リスクコミュニケーションの促進を図った。

エ 「食の安全・安心情報メール(メールマガジン)」の運用

違反食品等の回収情報や食の安全・安心情報を、登録していただいた県民の皆様にもメールでお知らせすることにより、違反食品等の流通を停止し、市場から速やかに回収するとともに、食品に対する消費者の皆様の不安を解消することを目的に運用を行った。

オ 食の見て知って納得講座の開催等

県内における食の安全・安心のための取り組みや、その現場を見学するなど、食に関する正しい知識の普及啓発を図るため、講座を開催するとともに、インターネットを活用した「すだちくんとたべものクイズ」を作成した。

1(6) 食品表示適正化の推進

食品表示の適正化を図るため、関係部局と連携し、啓発・監視・改善指導を行うとともに、食品関連事業者において食品表示のリーダーとなるべき人材の育成を進めた。

ア 食品表示適正化指導事業

- 「徳島県食品表示監視協議会」等による関係部局の連携強化
- 「食品表示ウォッチャー」による表示モニタリング
- 「適正表示110番」による情報収集及び適正表示指導
- 産直市向け食品表示テキストの作成
- 食品表示適正化推進員養成講座の開催
- 食品関連事業者を対象とした研修会の実施

2 消費者の自立支援と協働（県民くらし安全課）

2(1) 消費者啓発・教育の推進

県民が自立した消費者として複雑・多様化した消費者問題に対処できるよう、啓発・教育を行い、意識の高揚を図った。

ア くらしの講座等への講師派遣

市町村等からの依頼により、県民が当面する消費者問題や、商品等について理解を深めるよう講師を派遣した。

- 平成21年度講座実施状況 84回、5,414人受講

イ 常設展示・移動展示

消費者に適切な情報を提供するため、消費者情報センター内に常設展示室を設けたり、大学祭やイベント等で移動展示を行い、啓発に努めた。

- 平成21年度実施状況 移動展示 8回開催

2(2) 徳島県消費者大学校の運営

複雑多様化する消費者問題に対応すべく、消費者問題について体系的、専門的に学ぶ消費者大学校を開講して、地域の消費者リーダーを養成するとともに、さらに大学院を設けて、消費者活動の指導者の養成にも努めた。

2(3) 消費者まつりの開催

毎年5月が「消費者月間」と定められており、この月間中「消費者まつり」を実施して消費者同士の交流の場を設け、消費生活情報の提供及び消費者教育・啓発を実施することにより、消費者の自立支援及び消費者団体の活動の活性化に努めている。

さらに、平成21年度は、内閣府との共催で「消費者問題国民会議2009徳島大会」を同時期に開催し、消費者問題についての基調講演、パネルディスカッション、実践活動報告、パネル・広報資料の展示等の啓発活動を行った。

○ 平成21年度開催状況

開催年月日	場 所	参加人員(人)
平成21年5月26・27日	徳島市・あわぎんホール (徳島県郷土文化会館)	700

2(4) 消費者ネットワークの構築

悪質商法などの情報を毎週1回メールマガジンで県民のパソコン及び携帯電話に配信するとともに、受信した情報など消費者に役立つ情報を広めてもらうことにより消費者情報センターと消費者をつなぐ「くらしのサポーター」を募り、消費者被害の未然防止に努めた。

○ 平成21年度登録実績 198名

6 危機管理対策の推進

1 危機管理対策の推進（危機管理政策課）

1(1) 危機管理対策の推進

ア 危機管理体制の整備

県民の安全・安心を脅かす様々な危機事象が発生した場合において、本県における危機管理対応の基本的な枠組みを示す「徳島県危機管理対処指針」に基づき、県民の生命や財産等への被害を防止・軽減するため、日常における事前対策をはじめ、危機事象発生時における応急・事後の各対策を、全庁を挙げ、確実に実施できる体制の整備に努めた。

具体的には、政策監の下、各部局の主管課長等で構成される「危機管理会議」を中心とし、北朝鮮による弾道ミサイル発射事案等への対応を図るとともに、平成21年4月のメキシコ及び米国における新型インフルエンザ発生以降においては、知事を本部長とし、各部局の部長等で構成される「危機管理対策本部」を設置し、新型インフルエンザの発生への対応を図った。また、平成21年10月には、新型インフルエンザの発生に柔軟に対応するための『徳島県新型インフルエンザ対策行動計画〈A(H1N1)編〉』及び高病原性への変異に備えての『徳島県業務継続計画〈新

型インフルエンザ編)』を策定した。

イ 国民保護法への対応

有事・テロ等の事態から県民の生命・身体・財産を保護し、県民生活への影響を最小とするため、平成17年度に策定した『徳島県国民保護計画』に基づき体制づくりを進めた。

また、平成22年2月には、関係機関の機能確認・関係機関相互の連携強化、県民の理解促進を図るため、国民保護法に基づき、国、地方公共団体、その他関係機関等が一体となった共同実動訓練を実施した。

2 消防防災運営体制の充実（危機管理政策課、南海地震防災課、消防保安課、警備課）

2(1) 初動体制の充実

ア 総合防災訓練等による初動体制の整備

種別	実施時期	実施場所	参加者等
徳島県総合防災訓練	9月1日	美馬市，三好市，つるぎ町，東みよし町等	県，美馬市，消防防災航空隊，防災センター，警察，消防，自衛隊等
4県共同津波避難訓練	7月26日	徳島市 他8市町	3県，沿岸市町村等
徳島県石油コンビナート等総合防災訓練	12月2日	阿南市	県，阿南市，海上保安庁，四国電力，消防，警察等
緊急地震速報の対応訓練	6月4日	県本庁舎及び南部総合県民局美波庁舎	県職員，来庁者等
近畿府県合同防災訓練	10月17日～18日	福井県坂井市，福井市 他	2府7県，警察，消防，自衛隊
平成21年度徳島県図上訓練（東南海・南海地震想定）	1月15日	徳島市	県，警察，関係防災機関（自衛隊，海上保安庁等） ライフレイン関係機関，自主防等
全国非常通信訓練	6月24日	県内	9機関
〃	11月18日	県内・東京都	10機関
四国地方非常通信訓練	11月13日	高知県	55機関
徳島県非常通信訓練	9月3日	県内	25機関
〃	1月14日～20日	〃	14機関
緊急消防援助隊全国合同訓練（図上訓練）	1月28日	徳島市	県，県内5消防本部，緊急消防援助隊，総務省消防庁，警察等
中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練	10月15日～16日	島根県出雲市	中国・四国ブロック緊急消防援助隊等

（次のページに続く）

(前のページの続き)

広域緊急援助隊災害警備実施訓練	4月23日	徳島市	警察
中国・四国管区警察局合同広域緊急援助隊等災害警備訓練	11月16日～17日	高知県	中国・四国管区内各県警察，陸上自衛隊等
南部圏域防災訓練	12月13日	海陽町	県，警察，自衛隊，消防
徳島県警察広域緊急援助隊等の緊急出動訓練	1月18日	徳島市から高知県安芸郡	警察，海上保安庁，自衛隊

2(2) 航空消防防災体制の整備

ア 航空消防防災体制整備事業

広域性，機動性を活かした救急・救助や火災防衛等の消防防災活動を行っている本県消防防災ヘリコプターの効果的な運航を行った。

○ 平成21年度消防防災ヘリコプター「うずしお」運航実績

活動の種類		出動件数	飛行時間	備考
緊急運航	救急活動	52	38:51	転院搬送，傷病者搬送
	うちドクターヘリ機能	35	21:48	
	救助活動	24	39:45	水難・山岳事故等の行方不明者の捜索救助
	災害応急活動	4	4:04	物資緊急搬送，情報収集等
	火災防衛活動	3	3:41	林野火災消火・偵察活動
	広域災害応援活動	2	4:28	他県の林野火災消火等
	計	85	90:49	
訓練活動等	災害予防活動	20	17:35	防災訓練参加，火災予防広報
	自隊訓練活動	110	133:24	自隊訓練活動，場外調査
	計	130	150:59	
一般行政活動		6	6:04	各種調査等
合計		221	247:52	

イ 消防防災航空隊基地移転事業

徳島飛行場拡張整備事業に伴い，平成22年度に移転供用される新ターミナルビルの隣接区域に消防防災航空隊のヘリコプター基地を移転させるため，建物建築工事，設備工事，エプロン舗装・建築工事を実施した。

3 消防力の整備充実（消防保安課）

3(1) 消防施設・設備の整備充実

ア 市町村の消防力の充実強化

市町村の消防力の充実強化のため、下記のとおり消防施設等の整備を促進した。

種別	単位	国庫補助	計
耐震性貯水槽	基	4	4
防火水槽（林野分）	基	8	8
災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	団体	4	4
災害対応特殊消防ポンプ自動車	団体	2	2
援助隊用支援資機材等	団体	2	2
救助用資機材	団体	1	1

3(2) 消防職（団）員の教育訓練の充実

ア 消防職員や消防団員に対する教育訓練の充実

消防職員や消防団員に対して、複雑多様化する災害への適切な対応方法と専門化する救急・救助、予防業務に必要な知識、技能を付与し、その向上を図るため、消防学校において充実した施設・設備を活用し、高度かつ実践的な各種教育訓練を実施した。

また、救急業務の重要性に鑑み、県内消防職員 8 名を救急振興財団の研修に派遣することにより救急救命士の養成を促進するとともに、既資格者 12 名を薬剤投与の追加講習に派遣した。

3(3) 防火対策の推進

ア 消防設備士講習の実施

防火対象物における消防用設備等の整備及び防火管理の徹底を図るため、消防設備士に対する講習を実施した。

イ 県民の防火意識の高揚

火災予防思想の普及を図るための各種啓発行事の実施について、市町村及び消防本部を指導するとともに、各種広報媒体を通じて県民に対し啓発を行い防火意識の高揚を図った。

種別	期間
秋の火災予防運動	11月9日～11月15日
春の火災予防運動	3月1日～3月7日
文化財防火デー	1月26日

3(4) 救急業務高度化の推進

消防機関が実施する救急業務の高度化を推進するため、関係者によるメディカルコントロール

体制の構築について検討する「徳島県メディカルコントロール体制推進協議会」を運営した。

3(5) 市町村消防の広域化の促進

徳島県の消防広域化を検討するワーキンググループ及び各消防本部へのヒアリング等により、各消防本部の現況把握，調査すべき項目整理を行った。

4 防災対策の推進（危機管理政策課，南海地震防災課，会計課）

4(1) 災害対応

ア 災害の発生状況と対応

県内各地で発生した局地的な集中豪雨に伴う風水害被害等に対して，災害対策警戒本部等を設置するなど，適切な対応に努めた。

4(2) 県立防災センターの運営事業

ア 管理運営事業

防災に関する体験学習，防災研修の場として活用するとともに，非常時における災害対策拠点として，県立防災センターの適切な管理運営を行った。

イ 防災啓発推進事業

防災週間，防災とボランティア週間等の機会を捉え，県立防災センターにおいて，昭和南海地震，阪神・淡路大震災による被害写真，自然災害への備えや災害ボランティアを紹介するパネル展示や防災ビデオ上映会等を開催する等，防災啓発の普及を図った。

また，防災知識の習得及び防災意識の向上を図るため，一般県民を対象に身近な話題から防災を考える「知っておきたい防災講座」や小学生等を対象に「夏休みこども防災教室」や「夏休みこども防災まつり」等を開催した。

さらに，平成 21 年 10 月 25 日，とくしま地震防災県民会議と連携し開催した「とくしま防災フェスタ 2009」の中で，「防災講演会」や徳島県の地震津波碑等のパネル展などを実施し，県民の防災への関心を高め，防災意識の向上を図った。

ウ 防災センター機能充実強化事業

大規模災害発生時において災害救助・救命活動に必要な資機材（エアーテント，投光機，発電機等）を購入し，県立防災センターにおける災害対策拠点機能の強化を図った。

4(3) 防災無線通信施設等の整備及び運営

ア 総合情報通信ネットワークシステムの管理及び運営

災害応急対策活動の基礎となる通信体制の確立及び行政情報の効率化等のため，県総合情報通信ネットワークシステムの適切な保守管理と有効な運営を図った。

イ ヘリコプターテレビ伝送中継システムの運用

消防防災ヘリコプターから撮影した被災映像等を県庁等でリアルタイムに受信し，災害対応を迅速に決定するとともに，その映像を衛星通信システムにより全国に発信して支援を要請するためのシステムを運用し，総合防災訓練等各種訓練において活用するとともに，災害時において確実に機能が発揮できるよう，定期的に運用訓練を実施した。また，システムの機能維持を図るた

め保守点検委託を行った。

ウ 孤立化あんしん通信支援事業

美馬市及び那賀町の孤立化が予想される集落において、衛星携帯電話又は簡易無線機の設置を行い、「通信体制の確保」を図った。

4(4) 災害活動拠点としての警察施設等の整備充実

ア 牟岐警察署耐震改修等整備事業

地域における防災拠点の整備を図るため、牟岐警察署の耐震改修工事を実施した。

イ 警察航空隊基地移転事業

徳島飛行場拡張工事による平成 22 年度の新空港ターミナルビルの移転供用にあわせ、警察航空隊ヘリ基地についても移転した。

5 南海地震対策の推進（南海地震防災課，南部総合県民局，西部総合県民局）

5(1) 南海地震対策の推進

ア 徳島県地震防災対策行動計画の推進

切迫性が高まる南海地震の発生に備え、地震防災対策を計画的かつ効果的に取り組むことにより被害を最小限に抑え、「地震に強いとくしま」を実現するために、平成 18 年 3 月に策定した「徳島県地震防災対策行動計画」に基づき、最重要課題である県民の生命を守るために南海地震対策を推進した。

イ とくしま地震防災県民会議による県民運動の推進

「南海地震発生時の死者ゼロ」を目指し、県民，事業者，防災関係者及び行政等が連携・協働するために設立した「とくしま地震防災県民会議」が中心となり、「とくしま防災フェスタ 2009」（来場者約 3,800 名）の開催や、地震・津波防災ポスターコンクール（応募数 230）などを実施し、県民総ぐるみで南海地震に備える県民運動を展開した。

ウ 「寄り合い防災講座」の実施

地域の寄り合いや各種団体の研修会等に職員が出向き、南海地震の特徴などを分かりやすく説明し、家庭や地域でできる防災対策について住民と考える「寄り合い防災講座」を年間 216 回実施した。

エ 大学との連携による地域防災推進員の養成

地域の防災リーダーとして地域の防災活動に行政と協働して取り組む「地域防災推進員」を養成するため、徳島大学に委託し、同大学が開講する教養科目「災害を知る」「災害に備える」全 32 回を社会人と学生合わせて 170 人が受講し、うち 114 人が修了した。

オ 防災教育支援事業

行政が主体となって、教育委員会、大学や自主防災組織等と連携して、小学校低学年向けの防災教育教材の作成、防災教育推進パートナーの登録等を実施し、防災教育に取り組む学校や教員を支援した。

また、平成 22 年 2 月 10 日に開催した当事業の活動報告会である「防災教育推進大会」において、防災教育や防災活動に特に優れている学校（4 校）への知事表彰や意見交換会等を行い、防災教育の普及を促進した。

カ 津波避難施設の整備促進

津波避難困難地域を解消するため、市町が実施する避難施設等の整備を促進した。

（整備市町村 1 町）

キ 「南海地震対策推進パートナー」の育成

県職員及び県職員 OB の有志から「南海地震対策推進パートナー」を募り、応募のあった 335 人に対し、それぞれの地域で地域防災の強化を働きかけるよう支援を行った。

ク 災害ボランティア活動環境整備事業

徳島県社会福祉協議会と連携し、平成 21 年 9 月 28 日、29 日、30 日にボランティアコーディネーターを養成するための研修会（参加者 144 人）、平成 22 年 1 月 24 日に災害ボランティア講座（参加者 35 人）を開催し、地域防災力の強化や災害時のボランティア活動について理解を深め、防災意識の啓発を図った。

ケ 徳島県災害ボランティア連絡会の活動による関係団体相互の連携・協力の推進

災害時におけるボランティア活動の迅速かつ円滑な体制の確立を推進するために設立した、「徳島県災害ボランティア連絡会」が中心となり、ボランティア関係団体相互における連携・協力の促進を図った。

コ 自主防災組織リーダー研修会の開催

平成 21 年 11 月 28 日に県立防災センターにおいて、「自主防災組織リーダー研修会」（参加者 95 人）を開催し、自主防災組織の活性化や組織づくりを積極的に推進できる人材の養成を図った。

サ 徳島県自主防災組織交流大会の開催

自主防災組織の結成及び活動の充実強化を図るため、自主防災活動に関し、特に優れていると認められる 4 団体、2 町に対し、平成 21 年 10 月 25 日、知事表彰を行うとともに、講演会やシンポジウムも実施した。

シ 徳島県自主防災組織連絡会による自主防災組織相互間の連携促進

自主防災組織の活動の輪を県下一円に広げ、自主防災組織を強化充実するために設立した、「徳島県自主防災組織連絡会」が中心となり、自主防災組織相互間の連携による防災活動の活性化を図った。

5(2) 南部圏域における地域防災力の強化

ア 県民防災意識の啓発

南海地震発生時の死者ゼロを目指し、寄り合い防災講座やサテライト防災講座を開催するとともに、「南部圏域地域防災力強化総合事業」として、観光事業者・観光客を対象とした津波避難訓練や児童・生徒等を対象とした避難所体験訓練を実施し、防災意識の啓発による津波避難対策や孤立化対策に重点的に取り組んだ。

イ 行政の災害対応能力の強化

行政の災害対応能力の向上を図るため、圏域内の防災関係機関で構成する南部防災対策連絡会議を開催し、南部圏域における防災体制の強化を図るとともに、災害時における各機関の役割や連絡体制等を整理した災害対応マニュアルについて、見直しを行った。

ウ 南部防災拠点施設の整備

南海地震発生時の活動拠点の整備に向けて、拠点施設である県立南部防災館の本体工事等を実施した。

5(3) 西部圏域における地域防災力の強化

県西部は、地すべり防止区域等の危険区域数が県全体の約 50 %を占め、孤立化が発生する可能性が高い。そこで、住民の孤立化対応能力の向上を図るため、次のとおり孤立化対策に取り組んだ。

ア 「住民参加による西部防災力アップ事業～孤立化に強い地域づくり～」の実施

(ア) 孤立化対策講演会の開催

住民が孤立化対応の基礎的知識や防災技術、備えについて学ぶことにより、地域防災力を高めるため、三好市東祖谷地区・西祖谷地区の自主防災会会員等を対象に講演会を開催した。

(イ) 孤立化に強い地域づくりワークショップの開催（4回開催）

西部圏域の代表的な孤立化地域における災害時の生活維持、緊急連絡方法、保健医療対策、高齢者等要援護者対策などの防災上の課題について、住民や自主防災組織、防災関係機関で構成したグループにおいて対策を検討した。

(ウ) 孤立を想定した防災訓練の実施

ワークショップで検討した自助、共助などの孤立化対策について、住民、自主防災組織、消防機関などの関係機関が協働し、孤立地区との情報伝達訓練や救命処置、搬送訓練などの実地訓練を実施した。

イ 防災フォーラムの実施

大規模災害により地区が孤立し、通信手段が使用不能となり外部との連絡が困難になった場合に備え、住民による情報通信の有り方について考える講演とパネルディスカッションを実施した。

ウ 孤立化対応の普及啓発の実施

孤立可能性のある地区で、「孤立化対策啓発冊子」を用いて、孤立化対応の普及啓発を行った。

6 危険物の保安の確保（消防保安課）

6(1) 危険物の保安の確保

ア 自主保安体制の強化

火薬類をはじめ、一般高圧ガス、LP ガス、石油類の各種許認可申請時に厳正な審査を行うとともに、各種講習会等を通じ、自主保安体制の確立、災害事故の未然防止対策等について指導監督に努める一方、各事業所への立入検査及び保安調査を行った。

7 交通安全対策の推進

1 道路交通環境の整備（道路整備課，交通規制課）

1(1) 交通安全施設等の整備充実

ア 交通安全施設等の整備充実

社会資本整備重点計画及び交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、あんしん歩行エリアや事故危険箇所における事故抑止対策の実施や高齢者、身体障害者をはじめ、人にやさしい歩行空間の整備、渋滞路線の円滑化対策の実施及び道路の新設・改良に伴う交通信号機の整備を実施するとともに、交通情報提供システム（AMIS）の整備拡充のための光ビーコンの増設等を実施した。

○ 県土整備部

事業別	事業内容	単位	事業量	事業費(千円)	整備目標・実施状況
国 補 事 業	自転車歩行者道等	km	2.2	1,884,100	○あんしん歩行エリアの 事業実施計画(平成20年度指定分) 【H20 0箇所→H24 5箇所】 H21年度末実施状況 2箇所実施 ○事故危険箇所(県管理)の 事業実施計画(平成20年度指定分) 【H20 0箇所→H24 19箇所】 H21年度末実施状況 対策工検討
	交差点改良	箇所	1	54,000	
	電線共同溝	km	0.3	290,000	
	小計(1種事業)			2,228,100	
	国補事業計			2,228,100	
単 独 事 業	自転車歩行者道等	km	0.2	28,634	H21年度末実施状況 対策工検討
	交差点改良	箇所	1	8,218	
	小計(1種事業)			36,852	
	道路標識・道路照明 防護柵・区画線等	式	1	222,038	
	小計(2種事業)			222,038	
	単独事業計			258,890	
合計(国補事業+単独事業)				2,486,990	

○ 公安委員会

事業内容		単位	事業量	事業費(千円)		
補 助	交通管制中央	式	1	82,950	(次のページに続く)	
	交通管制	集中制御機	基	17		51,554
	端末装置	情報収集提供装置	基	2		1,902
	信号機新設		基	3		15,910.65

事業	道路標識	式	1	8,979.6
	信号機改良等	式	1	90,484
	補助事業計			251,780.25
単独事業	信号機新設	基	4	27,121
	信号機改良等	式	1	345,480
	道路標識（情報板含む）	式	1	107,385.45
	道路標示	式	1	98,337.9
	単独事業計			578,324.35
合 計				830,104.6

（前のページに続く）

○ 県土整備部（公安委員会執行分）

交通安全施設整備調整事業

事業内容	単位	事業量	事業費（千円）
交通信号機新設	基	1	5,617.5
計			5,617.5

イ 効果的、合理的な交通規制の実施

道路の新設・改良及び交通流・量の変化に即応した合理的な交通規制を実施するとともに、通学路の安全対策を中心とした交通規制の点検・見直しを推進した。また、事故危険箇所及びあんしん歩行エリア対策として、交差点改良を行うとともに、子供や高齢者等に配慮した交通信号機の整備及び交通規制を実施する等、総合的な交通管理対策を推進した。

○ 主要交通規制実施状況

規制種別	箇所数	延長等
最高速度	21	21,173 m
はみ出し禁止	2	1,390 m
駐車禁止	43	58,106 m
横断歩道	49	62 本
自転車横断帯	36	49 本
自転車歩道通行可	5	2,470 m
一時停止	124	158 本
進路変更禁止	1	30 m
進行方向別通行区分	1	30 m
車両通行帯	1	30 m

2 交通安全意識の普及高揚（県民くらし安全課，交通企画課）

2(1) 交通安全教育の充実

ア 体系的な交通安全教育の推進

(ア) 交通安全講習等の開催状況

種 別	回数(回)	参加者(人)
安全運転管理者等	28	1,522
運転者	132	6,732
高齢者	643	31,697
小・中・高校生	466	63,332
幼児	325	18,496
その他	266	14,749
計	1,860	136,528

(イ) 交通安全教育ビデオの貸出

種 別	回数(回)	延べ人数(人)
一般	63	2,531
幼児	4	100
小・中・高校生	22	2,275
高齢者	10	850
計	99	5,756

(ウ) 交通安全教育推進協議会との連携

地域における交通安全教育推進体制の確立を目的として，市町村・郡あるいは警察署単位で設置している交通安全教育推進協議会（8市12町，交通安全教育指導員16名）と連携し，特に，子供，高齢者に対する交通安全教育を推進した。

2(2) 交通安全活動等の推進

県民の交通安全意識の高揚と正しい交通ルールの実践について啓発を図り，交通事故の防止に努めた。

ア 交通安全運動等の推進

種 別	期 間
春の全国交通安全運動	4月6日～4月15日

（次のページに続く）

(前のページの続き)

高齢者 1171 作戦（高齢者事故ストップ作戦）	4月 1日～3月 31日
シートベルト・チャイルドシート着用推進県民運動	7月 1日～ 8月 31日
秋の全国交通安全運動	9月 21日～9月 30日
高齢者交通安全県民運動	11月 21日～11月 30日
飲酒運転撲滅月間	12月 1日～12月 31日
年末年始の交通安全県民運動	12月 10日～ 1月 10日
交通死亡事故多発警報の発令に伴う 死亡事故緊急抑止対策	5月 9日～5月 18日地域警報（三好） 7月 21日～7月 30日地域警報（徳島東）
交通事故死ゼロを目指す日	4月 10日, 9月 30日
高齢者等にやさしくする日	毎月 5日
シートベルト等着用推進デー	毎月 10日
県民交通安全参加日	毎月 20日
徳島スマートドライバーセーフティラリー	8月 1日～11月 30日

イ 交通安全関係団体の指導，育成

(7) 交通安全指導者講習会の開催状況

種 別	回数（回）	延べ人数（人）
交通安全母の会研修会	1	113
交通安全教育指導者研修会	2	140
高齢者交通安全推進員研修会	30	991
計	33	1,244

(イ) 安全運転管理の徹底

事業所における安全運転管理の充実を図り，事業活動に伴う交通事故を防止するため，次の施策を推進した。

a 安全運転コンクールに対する指導

平成 21 年 8 月 1 日から平成 21 年 11 月 30 日までの 4 か月間，社団法人徳島県安全運転管理協会が主催した事業所の安全運転コンクール（参加 184 事業所 6,254 人）が効果的に行われるよう指導した。

b 安全運転管理者等講習会の実施

県下 6 会場で補充講習を含めて 27 回にわたり安全運転管理者等講習を実施した。

c 安全運転管理者選任事業所に対する自主的交通安全活動の促進指導

会報等を通じて各種の交通情報を提供するなど，事業所の自主的な交通安全活動を促した。

(ウ) 高校交通マナーアップクラブの活動の推進

「徳島県高等学校交通マナーアップクラブ連合会」（県下 15 地区 48 校）による登下校時の街頭指導や交通安全キャンペーン等の自主的活動を促し、高校生の交通事故防止と交通マナーの向上を図った。

(エ) 交通関係機関及び団体等との連携の強化

a 各種交通安全キャンペーンの実施

各季の交通安全運動の機会を捉え、関係機関及び団体等と緊密な連携を図り、後部座席を含むシートベルト及びチャイルドシートの着用、飲酒運転の撲滅、交差点ルールの遵守、高齢者の交通事故防止、早めのライト点灯と反射材の活用等地域に密着した交通安全キャンペーンを展開した。

b シルバーセーフティチームによる高齢者宅訪問活動の推進

老人クラブ等への組織未加入高齢者に対する訪問指導を行うシルバーセーフティチーム（県下 165 チーム、6,452 名）を編成し、同チームによる交通安全指導及び反射材の配布、着用指導を実施した。

c 交通安全広報の推進

報道機関に対する迅速、的確な素材提供による広報やパンフレット・チラシの作成配布のほか、幅広い広報媒体を活用して効果的な広報に努めた。

ウ 交通事故防止対策の推進

(ア) 「交通事故ゼロ運動」の推進

年間を通じて、運転は「思いやり」「ゆずりあい」の気持ちを基本に「交通事故ゼロ運動」を推進し、交通ルールの遵守とマナーの向上を図った。

(イ) 高齢者対策の推進

a 高齢者 1171 作戦の推進

(a) 高齢者宅交通安全訪問日における交通安全指導の実施

高齢者宅交通安全訪問日を設定し、県下一斉に高齢者宅を訪問しての交通安全指導を実施した。（7月6日、11月26日、平成22年2月5日、3,399世帯、4,550人）

(b) 反射材街頭配付日における反射材の配付

反射材街頭配付日を設定し、県下一斉に街頭活動による反射材の配付を実施した。（9月25日、3,004個）

b 高齢ドライバー講習の開催

高齢ドライバーを対象とした安全運転講習を実施した。（6回、171人）

c 高齢者自転車安全運転競技大会の開催

高齢者を対象とした自転車安全運転競技大会を実施した。（県下の13チーム80人）

d 高齢者交通安全推進員制度の積極的な運用

高齢者交通安全推進員の積極的な活動を推進し、高齢者を対象とした交通安全街頭活動を実施した。

e 高齢者世帯訪問の推進

高齢者世帯交通安全訪問指導員による交通安全指導を実施した。（指導高齢者数8,081人）

(ウ) 若者の交通事故防止対策の推進

各季の交通安全運動の機会において、無謀運転の追放を展開したほか、高校生に対する二輪安全運転講習会の開催等により、交通安全意識の高揚を図った。

(エ) 飲酒運転追放の推進

12月を「飲酒運転撲滅月間」と定め、県、市町村、警察、関係団体などが一体となり、県民総ぐるみによる飲酒運転撲滅運動を展開した。

(オ) 自転車運転マナーアップの推進

高校生を対象に自転車の交通法規等について講習会を実施した。(4回 1,273人)

3 効果的な運転者対策の推進 (運転免許課)

3(1) 運転者教育の充実強化

ア 高齢運転者に対する交通安全教育の充実強化

委託している高齢者講習、75歳以上の高齢者に対する認知機能検査の実態把握により、個々の高齢者の能力等に応じたきめ細やかな講習が実施されるよう指導を図った。

また、運転適性相談業務の適切な実施に努め、加齢に伴う身体機能等の衰えを自覚させるための適性検査を積極的に実施するとともに運転技能診断の普及に努めた。

イ 各種講習の実施状況

講習種別	受講者数(人)
新規運転免許取得時講習	1,612
更新時講習	134,721
自動車教習所職員講習	350
停止処分者講習	2,666
取消処分者講習	170
違反者講習	1,187
初心運転者講習	305
高齢者講習	18,250
特定任意講習	1
計	159,262

ウ 指定自動車教習所への指導監督の強化

指定自動車教習所に対して、立入検査、検定立会及び指導員等に対する法定講習を実施するなど指導監督を強化した。

3(2) 危険運転者の早期排除

飲酒、ひき逃げ等悪質・危険な運転者に対しては、運転免許の仮停止・準仮停止制度を適正かつ積極的に運用し、行政処分を迅速・的確に行うなど道路交通の場からの早期排除に努めた。

3(3) 県民の利便性の確保と負担の軽減

平成 21 年 1 月 4 日から運転免許証の I C カード化を実施し、運転免許証の偽変造の防止、個人情報保護等を図り、県民の利便性の確保に努めた。

また、70 歳以上の高齢者を対象とする特定任意高齢者講習は、更新申請する 6 か月前から受講できるため、指定自動車教習所 17 校に業務委託し、受講者の利便性の向上に努めた。

3(4) 被害者対策の推進

交通被害実態の啓発活動については、平成 21 年度中の停止処分者講習受講者を対象に、交通事故被害者及び遺族の悲惨な実態等を収録したビデオを視聴させるなどの被害者対策を実施し、運転者の安全意識の向上を図った。

4 道路交通秩序の確立（交通指導課）

4(1) 効果的な指導取締りの実施

ア 重点指向した指導取締りの実施

交通死亡事故等に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違反に重点指向した効果的な指導取締りを実施した。

イ シートベルト非着用者に対する指導取締りの実施

全席シートベルト着用の徹底を図るため、高速道路・主要幹線道路等において、指導取締りを実施した。

ウ 放置駐車に対する指導取締りの実施

放置車両確認事務の民間委託によって、効果的な放置駐車取締りを実施した。

5 交通事故被害者救済対策の充実（県民くらし安全課）

5(1) 交通事故相談体制の充実

交通事故相談所において専門の相談員及び弁護士による相談を実施した。

区 分	面接相談	電話相談	計
件 数	138 件	522 件	660 件

5(2) 交通遺児の健全育成

徳島県交通遺児育成会が実施する奨学金支給等、交通遺児の健全な育成を図る事業に対して、800,000 円の県負担金を交付した。

○ 奨学金支給状況

支給金額	奨学金支給児童・生徒数			
	小学生	中学生	高校生	計
7,560,000 円	28 人	35 人	30 人	93 人

8 治安の確保

1 地域安全対策の推進（県民くらし安全課，会計課，生活安全企画課，地域課，通信指令課）

1(1) 交番・駐在所の生活安全センター化

ア 住民が立ち寄りやすく相談しやすい施設の整備

板野警察署藍住町西交番の改修工事等が完成し，常時警戒体制を確立して初動体制を強化するとともに，来訪者の駐車スペースを拡充するなど利便性が向上した。

また，阿南警察署橘駐在所の移転・新築に伴い来訪者用のトイレ，駐車スペース，障害者用の点字ブロック等を整備したことにより利用者の利便性が向上した。

イ 地域住民への情報提供機能の充実

地域住民が自主的に行う地域安全活動がより効果的になるように，地域警察官が巡回連絡で各家庭や事業所を訪問した際，あるいは，各種地域の行事に参加した際に犯罪情報について直接説明したり，「ミニ広報紙」，「交番速報」の発行や，不在家庭等に対する「パトロールメモ」の配付を行い，地域安全情報の提供を行った。

また，犯罪発生状況や形態等を詳細に分析し，街頭犯罪や侵入犯罪・不審者情報を地図上に表示する「犯罪情報地理分析・提供システム」を活用し，県警ホームページで公開するとともに，「子ども 110 番の家」等の協力者や学校関係者等に対して不審者情報や地域安全情報を配信する「安心メールシステム」に自動登録制度を導入し，防犯ボランティア，保護者等に積極的に情報を提供した。

さらに，「地域の安全を守る会」等の地域防犯ボランティアと協働して，各地域の犯罪発生状況等に応じた地域安全キャンペーン，各種防犯訓練，防犯診断及び被害防止のための防犯教室の開催等の活動を展開し自主的地域安全意識の高揚を図った。

ウ 交番勤務員の不在対策

空き交番の解消と良好な市民応接を確保するため，県下の全交番 26 ヶ所に交番相談員（警察官 OB，非常勤特別職）を配置しているが，平成 21 年度は，17 ヶ所の交番に複数配置して，交番機能の強化を図った。

1(2) 防犯対策の充実

ア 地域安全ボランティア活動の支援及び育成

(ア) 地域安全ボランティア活動の支援

防犯ボランティア団体に対し，身近な犯罪の発生状況や被害防止等地域の安全確保に必要な情報を提供したほか「地域安全安心ステーション」モデル事業に代表される防犯ボランティアの装備等に対する支援を実施した。

また，青色回転灯装着車（403 台）の拡充を図り，防犯ボランティア団体との合同パトロールの実施など子どもの安全確保や地域社会の安全と安心を守るための各種活動の支援を図った。

(イ) 職域防犯組織や学生ボランティアによる地域安全活動の推進

金融機関，深夜スーパー，カラオケボックス等既存の職域防犯組織の活性化を図るとともに

防犯ボランティア組織の参加による地域安全活動の裾野拡大に努めた。

特に、学生等に対しては、積極的な社会参加を呼びかけ、大学、専門学校及び高校生によるボランティアによる各種地域安全活動を推進した。

イ 地域安全推進事業の実施

(ア) 街頭犯罪通報システム（スーパー防犯灯）の整備

女性や子どもを守り身近な街頭犯罪を防止するため、徳島市内中心部の繁華街等にスーパー防犯灯 6 基（17 年度 2 基設置，18 年度 4 基設置）を設置し、事件・事故発生時における迅速・的確な通報体制の確保及び犯罪に遭いにくい環境の確保による犯罪の未然防止を図った。

(イ) 子ども見守りカメラシステムの整備

「子どもを犯罪から守るための環境づくり支援モデル事業」のモデル地区として、徳島市八万地区に子ども見守りカメラを 25 台設置し、防犯ボランティアの行うパトロールや見守り活動を補完するなど、犯罪が起りにくい環境づくりを推進した。

(ウ) 「子ども 110 番の家（車）」の拡充等による子どもを犯罪から守る活動の推進

子どもが誘拐等の凶悪事件に遭うことなく、安心して登下校できるように通学路や公園等の周辺の民家、商店等を県下全域で 12,850 箇所を「子ども 110 番の家」に指定するとともに県内の企業・団体の営業車両等 8,738 台を「子ども 110 番の車」に指定するなどして、子どもを犯罪から守る活動を推進した。

(エ) 長寿社会対策の推進

高齢者の保護と社会参加活動の促進を目的として、高齢者を対象に悪質商法被害防止教室、振り込め詐欺被害防止教室、高齢者交通安全教室等を開催するなど、高齢者の被害及び事故防止対策を推進した。

ウ 安全で安心なまちづくり推進事業の実施

(ア) 安全で安心なまちづくり賞表彰式の開催

安全で安心なまちづくりについて功績があったものを表彰した。

○ 開催日 平成 21 年 12 月 2 日

○ 場 所 県庁

○ 受賞者 2 個人，8 団体

(イ) 防犯ボランティア団体リーダー養成研修

自主防犯活動の推進を図るため、防犯ボランティア団体リーダー養成研修を県内 3 箇所で開催した。

1(3) 初動警察活動の強化

ア 広域自動車警ら隊の活動強化

平成 15 年に発足した広域自動車警ら隊は、平成 17 年から阿南警察署に南部分駐隊と三好警察署に西部分駐隊を設置し、広域化・スピード化する犯罪情勢に対応している。

平成 21 年度も、若手地域警察官の即戦力化に寄与するとともに、早期現場臨場・早期検挙による実績を挙げ、初動警察活動の中核として県民の安全安心の向上を図った。

イ 通信指令システムの高度化

現在の犯罪情勢に対応するため、携帯電話位置情報システムを導入し、平成 21 年 4 月 1 日から正式運用を開始し、より迅速的確な初動指揮・指令を実施した。

2 暴力団排除活動の推進（組織犯罪対策課）

2(1) （財）徳島県暴力追放県民センターにおける活動の充実

県下における暴力団排除活動の中核である（財）徳島県暴力追放県民センターに対し、

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づく事業所責任者講習
- ・ 企業暴排セミナー

等の活動に関する支援を積極的に行い、県民の期待に応えた。

種別	回数	受講者数（実施対象）
責任者講習	23回	621人（事業所、公務所）
企業暴排セミナー等	26回	1,625人（職域団体）

2(2) 地域暴排組織及び職域暴排組織の活性化

徳島県銀行協会の社員（11行）、警察及び暴追センター等で構成された「徳島県銀行警察連絡協議会」を設立するなど、行政機関及び職域組織主催による暴力排除会議等における講演、資料提供等暴力団排除活動への支援を行い、組織の活性化に努めた。

2(3) 暴力団被害者等の保護対策の徹底

暴力団対策法運用及び暴力団被害関係者12人に対して、緊急通報装置を貸し出すなどして保護対策を徹底したほか、不当債務免除要求行為の被害者に対しては、法による援助措置を実施した。

3 被害者支援活動の推進（警務課）

3(1) 職員に対する被害者支援等の周知徹底

県警察学校の各種専科教養及び各警察署内での職場教養などを通じて職員に対する指導・教養に努め、被害者等の心情・ニーズに配慮した対応の浸透を図った。

3(2) 犯罪被害者支援組織との連携強化及び民間被害者支援団体の設立

ア 徳島県犯罪被害者支援連絡協議会等との連携強化

平成21年7月8日、徳島県犯罪被害者支援連絡協議会の総会を開催して会員相互の連携強化と活性化を図ったほか、総会に併せてNPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ理事による特別講演会を開催して被害者支援の意識向上等に努めた。また、各警察署においても地区犯罪被害者支援連絡協議会の総会を随時開催し、関係会員間の連携強化と活性化に努めた。

イ 民間被害者支援団体の設立

民間被害者支援団体の設立に関して、財政的基盤の確保等各種支援活動を推進した結果、平成21年4月8日、徳島被害者支援センターが設立された。

3(3) 被害相談窓口等の広報

ア 街頭キャンペーンの実施

平成 21 年 11 月 28 日、J R 徳島駅前において徳島県犯罪被害者支援連絡協議会との共催による街頭キャンペーンを実施し、一般通行人に対してリーフレット等配布した。

4 犯罪即応体制の強化（警務課，捜査第一課）

4(1) 犯罪の国際化へ対応

県外に拠点を設ける，外国人犯罪グループによる組織窃盗等が連続発生する可能性が強く，加えて，偽装結婚や偽装認知等が秘密裏に敢行されていることから，これら来日外国人による犯罪に的確に対応しうる捜査員の育成強化に努めた。

ア 国際捜査研修制度の充実

部外通訳者を介さず，警察官自らが外国人被疑者を取調べ或いは外国人被害者等から事情聴取が出来るよう，高いレベルの語学力を備えた捜査官を育成するため，国際捜査研修所における北京語の語学研修（1 人），民間委託による韓国語の会話教養（1 人），台湾の現地における北京語の海外研修（1 人）をそれぞれ実施した。

イ 通訳体制の充実

取り扱いの多い北京語を中心として，18 言語・53 人の部外通訳者を確保し，通訳体制の強化を図った。

5 銃器対策の強化（組織犯罪対策課）

5(1) 水際防止システムの整備・充実

指定暴力団周辺者に係るけん銃所持事件の検挙に伴い，けん銃 1 丁を押収したほか，効果的な広報を実施したことにより，元軍人の遺族が発見した軍用けん銃等 2 丁を押収するとともに，けん銃の一般社会への拡散化を防止するため，各種装備の整備及び税関・海上保安庁など関係機関・団体等との連携をより強化した。

5(2) 広報啓発活動の推進

けん銃等の違法銃器を根絶するためには，県民一人一人が違法銃器に対する拒絶の意思を高める必要があることから，チラシ・リーフレット・ミニ広報紙の発行，街頭キャンペーンのほか，平成 20 年 5 月から運用を開始している，「けん銃 110 番報奨制度」について，積極的な広報啓発活動を推進し，県民総ぐるみによる総合的な施策を推進することにより，銃器を拒絶する社会環境づくりを行った。